

## 「所得税の扶養控除額改正について」

東京メトロポリタン税理士法人  
税理士 宮野 亜希琴

### 1. 扶養控除とは

扶養控除とは、扶養している親族（子供など）がいる場合に、所得税の計算上、所得金額から一定金額（基本的に扶養者1人当たり38万円）を控除することです。

所得税は、

「(所得金額－所得控除) × 税率－税額控除」

により計算します。

この所得控除の中に、扶養控除が含まれ、他には、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などがあります。

※税率は所得金額により決められています。

### 2. 平成22年税制改正による扶養控除額の変更

※年齢はその年の12月31日時点の年齢により判断します。

☆個人所得税

<一般の扶養親族>

年齢区分	改正前控除額	改正後控除額
① 16歳未満	38万円	0円
②16歳以上 19歳未満	63万円 (38万円+ <u>25万円</u> )	38万円
③19歳以上 23歳未満	63万円 (38万円+ <u>25万円</u> )	63万円 (38万円+ <u>25万円</u> )

①：子ども手当の（平成22年6月から1人当たり月13,000円、平成23年以降月26,000円の予定）の支給に伴い、扶養控除が廃止されました。なお、平成23年以降の子ども手当の支給額については、今後の改正にご留意ください。

②：平成22年4月1日から公立高校の授業料無料化に伴い、扶養控除の上乗せ分（特定扶養親族の25万円）が廃止されました。

③：19歳以上（大学生）は、変更はございません。

※23歳以上の扶養親族も、今までと同様です。

カンタン解説シリーズ  
「所得税の扶養控除額改正について」

<同居特別障害者>

年齢区分	扶養控除 障害者控除	改正前控除額	改正後控除額
④ 16歳未満	扶養控除	73万円 (38万円+ <u>35万円</u> )	0円
	障害者控除	40万円	75万円 (40万円+ <u>35万円</u> )
⑤16歳以上 19歳未満	扶養控除	98万円 (38万円+ <u>25万円</u> + <u>35万円</u> )	73万円 (38万円+ <u>35万円</u> )
	障害者控除	40万円	40万円
⑥19歳以上 23歳未満	扶養控除	98万円 (38万円+ <u>25万円</u> + <u>35万円</u> )	98万円 (38万円+ <u>25万円</u> + <u>35万円</u> )
	障害者控除	40万円	40万円

④：①同様、子ども手当の支給に伴い、扶養控除が廃止され、扶養控除に加算されていた、同居特別障害の35万円は、障害者控除に加算されました。

⑤：②同様、扶養控除の上乗せ分(25万円)が廃止されました。

⑥：③同様、変更はございません。

(参考) 個人住民税についても、個人所得税と同様の趣旨で改正が行われました。ご参考までに、一般の扶養親族について表にまとめると、下記のとおりとなります。

<一般の扶養親族>

年齢区分	改正前控除額	改正後控除額
16歳未満	33万円	0円
16歳以上 19歳未満	45万円 (33万円+ <u>12万円</u> )	33万円
19歳以上 23歳未満	45万円 (33万円+ <u>12万円</u> )	45万円 (33万円+ <u>12万円</u> )

### 3. いつから変更されるの？

所得税については、平成23年分以後について適用します。

一方、住民税については、平成24年分以降について適用します。

### 4. 結果増税なの？

所得税や住民税だけを考えた場合には、所得金額から控除する所得控除が減少するため、増税となってしまいます。

しかし、子ども手当の支給により、現金が入り、また、公立高校の授業料の無償化により、授業料の支払いが無くなりますので、その分、ご家庭に残る金額(手取額)はプラスになる可能性もあります。

(今後決定される子ども手当の支給額によりも変動します。)

以上、平成22税制改正による扶養控除額について、カンタンにお話しましたが、ご不明な点は、当事務所の担当者まで、お気軽にご相談ください。